

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		使用料の減免
根拠法令及び条項		<p>新座市公共物管理条例施行規則第8条</p> <p>条例第13条第2項の規定により準用する新座市道路占用料徴収条例第6条第3項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、新座市公共物使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、減額又は免除の可否を決定し、新座市公共物使用料減免決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。</p>
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)